

岸和田市環境保全条例に基づく汚水に係る規制 基準（排出基準）に係る項目の許容限度の見直し について

目 次

諮問書（写）	1
トリクロロエチレンに係る環境基準及び排水基準等の経緯	2
岸和田市環境保全条例（抜粋）	3
排出基準見直しに当たっての基本的考え方及び排出基準（案）	5
岸和田市環境保全条例新旧対照表（案）	6



岸 環 保 第 号
平成 27 年 7 月 30 日

岸和田市環境審議会

会 長 様

岸和田市長 信貴 芳則

岸和田市環境保全条例に基づく汚水に係る規制基準（排出基準）
に係る項目の許容限度の見直しについて（諮問）

岸和田市環境保全条例（平成 15 年条例第 16 号）に基づく汚水に係る規制基準（排出基準）に係る項目の許容限度の見直しについて、貴審議会の意見を求める。

[諮問理由]

岸和田市環境保全条例に基づく排出規制については、順次必要な規制項目の追加等の見直しを行ってきており、現在、28 項目が有害物質として設定されているところである。

公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目であるトリクロロエチレンについては、国が平成 26 年 11 月 17 日に当該項目の基準値を、それまでの 0.03mg/L 以下から 0.01mg/L 以下に見直しました。

本諮問は、このような状況を踏まえ、公共用水域の水質の汚濁を防止するため、岸和田市環境保全条例に基づく汚水に係る規制基準（排出基準）に係る項目の許容限度の見直しについて、貴審議会の意見を求めるものである。

トリクロロエチレンに係る環境基準及び排水基準等の経緯

1. トリクロロエチレンに係る環境基準について

トリクロロエチレンは、揮発性有機化合物であり、従来は医療のドライクリーニング用及び金属機械部品の脱脂洗浄剤、医薬品、香料、ゴム、塗料、樹脂等の溶剤として使用されてきたが、現在では、主に代替フロンガスの合成原料及び機械部品や電子部品の脱脂洗浄剤として使用されている。

人への暴露により神経、肝臓、腎臓に対する有害影響が引き起こされることが知られている。

平成 22 年 9 月の食品安全委員会によるトリクロロエチレンの耐用一日摂取量 (TDI) の評価を踏まえ、平成 23 年 4 月の水道水質基準の改定において、トリクロロエチレンの基準値が 0.03mg/L から 0.01mg/L に強化された。

水環境基準については、人の健康の保護に関する項目として従来 0.03mg/L が設定されていたが、中央環境審議会において検討された結果、飲料水の直接経口摂取以外の入浴時における吸入ばく露及び経皮ばく露量を考慮し、トリクロロエチレンの水質基準値を 0.03mg/L から 0.01mg/L とすることが適当とされ、平成 23 年 4 月に改正された。

2. トリクロロエチレンに係る排水基準等について

現行のトリクロロエチレンに係る排水基準は、水質汚濁防止法においては、全ての特定事業場に対して環境基準の 10 倍の値 (0.3mg/L) を一律排水基準としている。大阪府においては、水道水源の安全性を確保するため、水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による排水基準を定める条例 (以下「府上乘せ条例」と言う。) 及び大阪府生活環境の保全等に関する条例 (以下「府生環条例」と言う。) で、上水道水源地域に排出水を排出するすべての特定事業場及び届出事業場に対し、環境基準並みの排水基準を適用している。この値は平成 26 年 6 月 16 日に 0.03mg/L から 0.01mg/L に改正された。また、上水道水源地域以外の地域に排出水を排出する届出事業場に対しては、府生環条例で、法の排水基準と同じ排水基準 (0.3mg/L) を適用している。

トリクロロエチレンに係る排水基準等 (現行)

	法	府上乘せ条例	府生環条例	岸和田市 環境保全条例
		(特定事業場)	(届出事業場)	(指定事業所)
上水道水源地域	0.3mg/L	0.01mg/L	0.01mg/L	—
上水道水源以外の地域	0.3mg/L	—	0.3mg/L	0.3mg/L

法の一律排水基準については、今年度、中央環境審議会において見直しを検討されている。府の上水道水源以外の地域の排水基準については省令の改正時にあわせて変更される。

（用語の定義）

第16条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生じる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採取のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生じることをいう。
- （2） 指定事業所 公害及び生活環境を著しく悪化させる物質等を発生し、又は排出するおそれのある事業所で、別表第1に定めるものをいう。
- （3） 特定建設作業 建設工事等の作業のうち騒音又は振動を発生するおそれのある作業で、別表第2に定めるものをいう。

（規制基準の遵守）

第31条 前条の規定に基づく届出をした者（以下「指定事業所設置届出者」という。）は、別表第3に定める規制基準を遵守しなければならない。

別表第3（第31条関係）

その1 汚水に係る規制基準（排出基準）

1 有害物質に係る排出基準

有害物質の種類	許容限度（単位mg/l）
カドミウム及びその化合物	0.03
シアン化合物	1
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1
鉛及びその化合物	0.1
六価クロム化合物	0.5
砒（ひ）素及びその化合物	0.1
水銀、アルキル水銀その他の水銀化合物	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003
トリクロロエチレン	0.3
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02
1・2—ジクロロエタン	0.04
1・1—ジクロロエチレン	1
シス—1・2—ジクロロエチレン	0.4
1・1・1—トリクロロエタン	3
1・1・2—トリクロロエタン	0.06
1・3—ジクロロプロペン	0.02

有害物質の種類	許容限度 (単位mg/l)
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	0.1
ほう素及びその化合物	海域以外 10 海域 230
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 海域 15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100
1・4ージオキサン	0.5

備考

- 1 指定事業所に2以上の排水口がある場合は、それぞれの排水口ごとにこの基準を適用する。
- 2 この規制基準は、排出水の量にかかわらず適用する。
- 3 この表において「検出されないこと」とは、定量限界以下をいう。
- 4 この表に掲げる項目に係る数値の検定の方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）による。
- 5 検定しようとする汚水は、原則として指定事業所の敷地の境界の排水口において採水するものとする。
- 6 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号及び第4号に規定する公共下水道及び流域下水道であって同条第6号に規定する終末処理場（以下「終末処理場」という。）を設置している下水道（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）に排出水を排出するものを除く。

2 略

その2 略

その3 略

排出基準見直しに当たっての基本的考え方及び排出基準（案）

（※ 本資料については、これまでの健康項目に係る排出基準等設定に当たっての基本的考え方に沿って、事務局で作成したものです。）

1. トリクロロエチレンに係る排出基準見直しに当たっての基本的考え方

今回の排出基準の見直しに当たっては、次のとおり、これまでの健康項目に係る排出基準等設定に当たっての基本的考え方を踏まえて検討する。

環境保全条例で定める指定事業所に対しては、特定事業場と同じ排水基準を適用する。

また、水質汚濁防止法（以下「法」と言う。）第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（以下「府上乘せ条例」と言う。）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「府生環条例」と言う。）の改正予定等は表1のとおりである。

表1. トリクロロエチレンに係る排水基準（現行又は改正前→見直し予定又は改正後）

	法	府上乘せ条例	府生環条例
		(特定事業場)	(届出事業場)
上水道水源地域	0.3mg/L ↓ 0.1mg/L	0.03mg/L ↓ 0.01mg/L 平成27年6月17日改正	0.03mg/L ↓ 0.01mg/L 平成27年6月17日改正
上水道水源以外の地域	0.3mg/L ↓ 0.1mg/L	—	0.3mg/L ↓ 0.1mg/L

2. トリクロロエチレンに係る排出基準について

基本的考え方を踏まえると、岸和田市環境保全条例に基づくトリクロロエチレンに係る排出基準は表2に示すとおりとなる。

表2. トリクロロエチレンに係る排出基準（現行→見直し案）

	岸和田市環境保全条例
	(指定事業所)
上水道水源地域	—
上水道水源以外の地域	0.3 mg/L ↓ 0.1 mg/L

平成27年7月10日現在、環境保全条例に基づく指定事業所のうち、公共用水域にトリクロロエチレンを排出する可能性のある事業場等は0件である。また、新設事業場については、トリクロロエチレンの排水への混入を可能な限り抑制する措置の徹底や、適切な排水処理施設の設置により、排出基準の見直し案を満足することは可能と考えられる。したがって、トリクロロエチレンに係る排出基準は表2のとおりとすることが適当である。

3. 排出基準の適用開始日について

指定事業場に係る見直し後の排出基準については、法の排水基準の改正に合わせて適用することが適当である。

新旧対照表 (案)

改正後		改正前	
○岸和田市環境保全条例		○岸和田市環境保全条例	
平成15年6月20日条例第16号		平成15年6月20日条例第16号	
有害物質の種類	許容限度 (単位mg/l)	有害物質の種類	許容限度 (単位mg/l)
カドミウム及びその化合物	0.03	カドミウム及びその化合物	0.03
シアン化合物	1	シアン化合物	1
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	1	有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	1
鉛及びその化合物	0.1	鉛及びその化合物	0.1
六価クロム化合物	0.5	六価クロム化合物	0.5
砒 (び) 素及びその化合物	0.1	砒 (び) 素及びその化合物	0.1
水銀、アルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	水銀、アルキル水銀その他の水銀化合物	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003	ポリ塩化ビフェニル	0.003
トリクロロエチレン	0.1	トリクロロエチレン	0.3
テトラクロロエチレン	0.1	テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2	ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02	四塩化炭素	0.02
1・2-ジクロロエタン	0.04	1・2-ジクロロエタン	0.04
1・1-ジクロロエチレン	1	1・1-ジクロロエチレン	1
シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4	シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4
1・1・1-トリクロロエタン	3	1・1・1-トリクロロエタン	3
1・1・2-トリクロロエタン	0.06	1・1・2-トリクロロエタン	0.06

改正後		改正前	
有害物質の種類	許容限度 (単位mg/l)	有害物質の種類	許容限度 (単位mg/l)
1・3-ジクロロプロペン	0.02	1・3-ジクロロプロペン	0.02
チウラム	0.06	チウラム	0.06
シマジン	0.03	シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2	チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1	ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	0.1	セレン及びその化合物	0.1
ほう素及びその化合物	海域以外 10 海域 230	ほう素及びその化合物	海域以外 10 海域 230
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 海域 15	ふっ素及びその化合物	海域以外 8 海域 15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100
1・4-ジオキサン	0.5	1・4-ジオキサン	0.5